

名取市立小中義務教育学校使用済 GIGA スクール 端末売却条件付一般競争入札説明書

令和 7 年 1 1 月
名 取 市

1 対象物件

物件名称	GIGAスクール端末iPad第7世代（Apple社製iPad Wi-Fiモデル）
	GIGAスクール端末の付属品（端末カバー、画面保護フィルム、Lightningキーボード、USB-C充電ケーブル、20W USB-C電源アダプタを含む現状有姿品）
予定数量	6,900台

2 売却最低価格

21,197,000円（税込み）

※代金の支払は、本市が定める方法により支払うものとします。

3 スケジュール

（令和7年11月12日現在のものであり、今後変更となる場合があります。）

内 容	日 程
一般競争入札公告	令和7年11月12日（水） ～令和7年11月26日（水）
入札参加申込受付期間	令和7年11月12日（水） ～令和7年11月26日（水）
質問受付	令和7年11月12日（水） ～令和7年11月19日（水）
質問回答期限	令和7年11月21日（金）
一般競争入札日	令和7年11月27日（木）
端末売買仮契約締結	令和7年12月上旬
端末売買本契約締結	令和7年12月中旬
売買代金支払い	データ消去完了後30日以内

4 参加資格等

（1）資格要件

ア 次の要件のいずれにも該当すること。

（ア） 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は、資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。

（イ） GIGAスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、買主が仕様書項番3に定める認定

計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）を有していること。

イ 次の要件のいずれにも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当する者。

（イ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続開始の申立てがなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

（ウ）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する者。

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員。

（オ）（エ）に該当する者に対して資金等を供給又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力若しくは関与している者。

（カ）（エ）及び（オ）に該当する者の依頼を受け、入札に参加しようとする者。

（キ）国税（法人税、消費税及び地方消費税等）、県税（法人県民税、法人事業税等）及び本市の市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税等）の滞納がある者。

（ク）提出書類に不備があり、受付期間内に再提出等しない者又は虚偽の記載をした者。

（2）資格要件確認基準日

本市が参加申込書を受理した日とします。

5 特記事項

（1）リユース困難品（通電不可、画面割れ及び破損等の端末）は5%未満を想定し、データ消去等一切の作業費を含めた価格とします。なお、5%を超える場合等予定数量に変更が生じた場合は別途精算とします。

（2）対象物件は、現在有姿での引き渡しとなります。

（3）物品の引き渡し方法やデータ消去等処分方法の詳細については、別途仕様書によるものとします。

6 質問受付及び回答

実施要項の内容について、以下のとおり質問を受け付けますので、所定の様式に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。なお、電話による質問や意見の表明と解されるもの等については回答いたしません。

ア 提出書類 質問票〔様式4〕

イ 受付期間 令和7年11月12日（水）から令和7年11月19日（水）午後5時まで

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出先 名取市役所教育部学校教育課学務係：gakko@city.natori.miyagi.jp

【回答方法】

名取市公式ホームページに順次掲載します。その際、質問者には掲載した旨を連絡します。なお、質問の回答期限は、令和7年11月21日（金）とします。

7 参加申込み等

本物件を購入希望の場合は、以下によりお申込みください。

- (1) 提出書類
 - ①入札参加申込書〔様式 1〕
 - ②誓約書〔様式 2〕
 - ③市税等の滞納がないことの証明書
 - ④履歴事項全部証明書
 - ⑤小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項の認定事業者（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、宮城県を含んでいるものに限る。）または資源有効利用促進法に基づく製造者であることを証明する書類
 - ⑥小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類
- (2) 受付期間
令和7年11月12日（水）～令和7年11月26日（水）
- (3) 提出方法
直接持参（郵送等は受け付けません。）
- (4) 提出先
名取市役所教育部学校教育課（名取市増田字柳田570-2 仙台北法務局名取出張所2階）
- (5) 参加証
受付後、参加証を交付します。

8 一般競争入札等

- (1) 入札の実施等
 - ア 日時
令和7年11月27日（木） 午前11時30分
 - イ 場所
名取市増田字柳田 570-2 仙台北法務局名取出張所 2 階 会議室 1
 - ウ 受付後、係員からの入札に関する諸事項の説明のあと、入札を実施します。
 - エ 入札者が一人の場合でも、入札を実施します。
 - オ 入札保証金は免除いたします。
- (2) 入札実施日に持参するもの
 - ア 一般競争入札参加証
 - イ 入札書〔様式 3〕
入札金額は税込みで記入すること。
 - ウ 印鑑
代理人が入札する場合は、委任状に押印されているものと同じ印であること。
 - エ 委任状
代理人が入札する場合に必要。本人の実印が押印されているもの。
 - オ 印鑑証明書
代理人が入札する場合は、本人分の印鑑証明書が必要です。
入札の日前 3 か月以内に発行されたもの。
- (3) 一般競争入札の心得

- ア 一般競争入札に参加しようとする者は、公告内容、入札説明書等入札に必要な事項について熟知しておかなければなりません。
- イ 入札者または代理人は、定刻までに指定する場所に参加し、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入、押印し、自ら入札函に投票しなければなりません。
- ウ 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状の持参が必要です。
- エ 入札者は、同一物件について他人の代理人を兼ねることはできません。また、代理人は、同一物件について、2人以上の代理人となることはできません。
- オ 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければなりません。
- カ 入札者は、提出した入札書の書き換えまたは撤回をすることはできません。

(4) 入札の中止

- ア 入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期する場合があります。
- イ 入札を中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負いません。

(5) 開札

- ア 入札終了後直ちに開札します。
- イ 開札に出席しなかった場合には、開札の結果について異議を申し出ることができません。

(6) 落札者の決定

- ア 市が定めた売却最低価格以上で、最高の価格の入札者をもって、落札者とします。
- イ 落札者となるべき同一価格の入札者が2人以上いる場合には、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

(7) 入札の無効

- ア 入札参加の資格がなく入札したとき。
- イ 入札書に記名押印のないとき、入札額を訂正したとき、または記載事項について判読できないとき。
- ウ 同一の入札者が一の入札について、2以上の入札をしたとき。
- エ 代理人で委任状を提出しないとき、または他人の代理を兼ね若しくは2人以上の代理をしたとき。
- オ 入札者が、協定して入札したと認められるとき。
- カ その他、入札に際し不正の行為があったとき。

(8) 仮契約及び本契約の締結、売買代金の納入等について

- ア 落札後、会場において、落札者に契約手続等の説明を行います。
- イ 落札日から5日以内に仮契約を締結していただきます。仮契約締結後、本件は「名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、名取市議会の議決を得たときに、本契約として成立します。
- ウ 落札者は、契約の履行保証として金銭的補償を付するものとし、仮契約締結の際に、売買代金の100分の10に相当する金額を仮契約保証金として納入しなければなりません。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、仮契約保証金を免除します。
 - (ア) 落札した者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 落札した者で、この公告の日前5年の間に国(法律により特別の設立行為をもって設立された公団体等を含む。)又は地方公共団体と種類を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

エ 仮契約が本契約として成立したと同時に仮契約保証金は契約保証金となります。

オ 落札者が契約を履行しない時には、契約保証金は返還いたしません。

カ データ消去完了後30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括して納付していただきます。

キ 契約締結の際には、契約書に貼付する収入印紙が必要となります。

(9) 所有権の移転

ア 売買代金全額の納入があったときに売却物件の所有権が移転するものとします。

(10) 契約の解除

ア 契約の義務を果たしていただけない場合は、契約を解除する場合があります。

9 その他

(1) 提出いただいた書類は返却しません。

(2) 申込、入札、引き取り運搬等に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

(3) 参加申込後に辞退する場合は、参加に関わる必要書類の提出期限までに、入札辞退届[様式5]を提出してください。

(4) 本説明書の各項目に定める期間のうち、名取市の休日を定める条例(平成元年12月25日名取市条例第16号)第1条に規定する本市の休日にあつては、受付等はできません。

10 担当・連絡先

名取市教育部学校教育課 鈴木、千田

〒981-1224 名取市増田字柳田570-2 仙台法務局名取出張所2階

電話 022-724-7172(直通)

FAX 022-384-9690